

# 徳門寺永代供養塔規約

第1条（名称） 本供養塔は徳門寺永代供養塔（以下、供養塔という）と称す。

第2条（目的） 本供養塔は宗教法人徳門寺が祭祀後継者のいない檀信徒の菩提を末永く安らかに弔うことを目的としたものである。

第3条（管理運営） 供養塔の管理運営は宗教法人徳門寺が行い、管理責任者は代表役員（徳門寺住職）とする。

第4条（利用者） 本供養塔の利用者は本規約を遵守する旨書面にて表明した次の希望者とする。

- ① 徳門寺檀信徒（祭祀後継者のいない檀信徒）
- ② 一般希望者（徳門寺の宗旨に帰依する事を条件とし、以前の宗派は問わない。）

第5条（永代供養申し込み） 利用申し込みは原則祭祀後継者の生前に行うものとする。

- ① 申込者は徳門寺の所定申込書に記入し、規約を遵守する旨の同意書に記名、押印の上、第6条の永代供養料等を添えて申し込みを行う。
- ② 宮畑納骨堂から移骨する場合、宮畑納骨堂の年間維持費は供養塔へ移骨した年まで納めること。
- ③ 納骨の際は申込者、住職の立ち会いの下、戒名と遺骨の照合確認を行う

第6条（費用） 永代供養料等は以下の通りとする。

1. 永代供養料は一家全員の50回忌までの年忌法要布施として一霊位25万円以上、上限100万円とする。
2. 供養塔内の戒名札刻字料は上記永代供養料には含まれず、別途納めるものとする。
3. 一旦納入された永代供養料等はいかなる事情にもかかわらず返還しない。

4. 檀信徒の場合、徳門寺への年会費を第7条①の永代供養が始まる年まで納めること。

第7条（永代供養） 徳門寺では以下の通り納骨者の永代供養を行う。

- ① 永代供養は祭祀後継者の供養塔納骨後から開始し、徳門寺の存続する限り継続される。
- ② 遺骨は永代供養開始から13回忌まで専用棚に安置し、以降は合葬して徳門寺施餓鬼会において合同供養を行う。
- ③ 一旦納骨された遺骨はいかなる事情にもかかわらず返還しない。

第8条（年忌法要、祭祀後継者葬儀）

- ① 第5条（永代供養申し込み）申し込み完了後の年忌法要は、祭祀後継者存命の間は祭祀後継者が執り行う。
- ② 祭祀後継者の葬儀はその親族が執り行う。なお、葬儀を執り行う親族がおられない場合は、祭祀後継者が存命中に徳門寺住職と相談しておくこととする。

第9条（その他）

- ① 天変地異などの不可抗力による被害については、管理者は一切の責任を負わない。
- ② 本規約に定めのない事項については、管理責任者の判断でこれを行う。
- ③ 本規約は、必要が生じた場合、金額も含め総代会に於いて改訂を行う。

以上

令和元年5月1日施行

〒819-0201

福岡県福岡市西区宮浦1930番地

|          |       |      |
|----------|-------|------|
| 徳門寺永代供養塔 | 管理責任者 |      |
| 宗教法人徳門寺  | 代表役員  | 天野徳道 |